

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【223】
2. 日時：令和4年7月6日 14時00分～15時49分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全規制調整官、江寄企画調査官、義崎管理官補佐、千明主任安全審査官、服部(正)主任安全審査官、三浦主任安全審査官、藤川安全審査官、谷口技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

小林技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（電源土木） 他5名

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他15名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 原子力土木室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	について、承知いたしました。
0:00:05	規制庁の服部です。
0:00:07	ただいまから、島根 2 号機、設工認についてヒアリングを開始いたします。
0:00:12	本日の議題は、地下水、設計地下水位の設定及び、保管アクセスのうち、地盤関係になりますますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:00:25	はい、中国電力高松です。そのように考えておりますよろしく申し上げます。
0:00:31	規制庁の服部です。それでは、まず今日の説明の方法について中国電力から説明をお願いしますどうぞ。
0:00:40	はい。中国電力高松です。まずは設計地下水の設定の方のご説明を、広島の方からさせていただきたいと思えます。
0:00:51	地下水の設定について資料裁判をして一通り説明、審議をさせていただいて、それが終わり次第今度こちらの東京の方から保管アクセスの資料裁判をしてご説明をして、
0:01:04	審議をいただきたい、そういうそのように考えております。以上です。
0:01:09	規制庁のハツリですはいわかりました。まず、地下水について説明があつて事実確認をすると。
0:01:16	そのあと、保管場所及びアクセスルートの地盤関係について説明があつて、事実確認をするという流れということで理解をしました。
0:01:26	よろしいでしょうかどうぞ。はい。中国電力高松です。そのようにお願いいたします。どうぞ。
0:01:31	規制庁の服部です。それではまず、資料の確認をお願いしますどうぞ。
0:01:36	はい。中国電力高松です。それではちょっと広島の方から申し上げます。
0:01:44	はい。中国電力の羽田です。それではまず、設計地下水の設定に関しまして資料の確認と裁判をさせていただきます。
0:01:53	まず 6 月 30 日提出済みの資料、資料番号N-S2-他-056 回 05、
0:02:03	の回答整理表、こちらを資料 1 とさせていただきます。
0:02:08	続きまして、NS2-オカ、-
0:02:15	023-01 回 07。
0:02:19	の補足説明資料、こちらを、資料 2 とさせていただきます。
0:02:25	続きましてN-S2-ホ-023-01 回 07 括弧日。
0:02:35	比較表につきましてこちらを、資料 3 とさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	続きまして 10 月 22 に提出済みの資料になりますが、資料番号N-S に、
0:02:48	a. ん。
0:02:50	-001-03、こちらを、資料 4。
0:02:56	N-S2-添 2-001-03、括弧日、こちらを資料 5 とさせていただきます。 す。
0:03:06	資料の方よろしいでしょうか。
0:03:10	規制庁のハツリですはい。
0:03:12	設計地下水について資料の確認ができました。それでは、設計地下水 について説明を始めてください。どうぞ。
0:03:21	はい。中国電力の早田です。それではまず資料 1 の、
0:03:26	5 ページをお願いいたします。
0:03:33	コメントNo.18 です。
0:03:36	こちらにつきましては、前回の 6 月 8 日のヒアリングにおいてコメント移 動しましたので、6 月 8 日時点で、今回該当とすべきでしたが、漏れて おりました。申し訳ございません。
0:03:49	なお、こちらのコメントにつきましては、6 月 29 日の屋外重要土木構造 物側のヒアリングで回答済みとなっております。
0:03:58	コメントNo.18 につきましては、以上となります。
0:04:06	規制庁の服部です。それでは、コメントNo.18 に対して確認する点があれ ばお願いしますどうぞ。
0:04:26	規制庁のハツリですはい。
0:04:28	わかりました特に確認する点があればこれは了としたいと思います。 では次お願いしますどうぞ。
0:04:38	はい。中国電力の早田です。それでは続きまして資料 1 の 10 ページを お願いいたします。
0:04:50	コメントNo.75 の有効間隙率の設定方法について具体的な考え方を詳細 に説明すること。
0:04:59	こちらにつきましては、前回ヒアリングで回答いたしましたが、その際 に、島根原子力発電所において適用できる理由を追記するようコメント をいただいたので、
0:05:10	回答欄のまた以降の通り、は島根原子力発電所における埋戻動及び 砂れき層の文献の値を適用できる旨を明記しました。
0:05:21	こちらにつきましては、資料 2 の 108 ページをお願いします。
0:05:35	108 ページの 2 ポツに、埋戻し動及び砂れき層の有効間げき率、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:41	の黄色ハッチングの部分で、島根原子力発電所における埋戻動及び砂礫層の透水試験により求めた透水係数はそれぞれ、
0:05:51	1.7×10^{-1} のマイナス 1 乗及び 3.6×10^{-3} のマイナス 3 乗であり、
0:05:57	表に示す、管理型廃棄物埋め立て護岸設計施工管理マニュアルによると、す歴史作動または左室度に該当する。
0:06:08	と、今回はこちらを注記とさせていただいておりましたが、本文へ記載しております。
0:06:14	109 ページ。
0:06:16	につきましても、
0:06:18	島根原子力発電所で適用できる旨を明記しております。
0:06:23	また、前回中、注記としていた部分を本文へ記載しております。
0:06:28	以上がコメントNo. 75 の回答となります。
0:06:34	規制庁の服部です。はい。
0:06:37	今の説明に対して、109 ページ。
0:06:42	これの二つ目の黄色いところですね。
0:06:46	ここにその内容が記載されているというふうに理解をしました。
0:06:51	ここだけの内容だと少しわかりにくいんですけども、下にある河川堤防の構造検討の手引き。これを読んだ上でこの文章を読めば、
0:07:03	ここでの説明が理解できるということで理解をしました。
0:07:08	ちょっと確認。
0:07:10	念のためにちょっと確認させていただきますけれども、
0:07:13	この図 2-1 というのは、河川堤防の、
0:07:18	不飽和浸透量を評価する際に用いられるものでありますと。
0:07:23	浸透流の評価を行うにあたっては、土の間隙のすべてがすべてを地下水が流れるわけではなくて、
0:07:32	地下水の流れを阻害する吸着水だとかもう冠水だとか空気なんかがあって、
0:07:39	それを除く地下水が流れる。
0:07:42	観劇
0:07:44	のところにある水、これを見かけの体積含有率として、この図の 2-1 で評価していると。
0:07:52	なので、この見かけのが、
0:07:55	体積含水率が、有効間隙率に相当するということで、この表を用いた図を用いて、島根では、指図と、
0:08:07	ごめんなさい、埋め戻し度と砂礫の有効間げきの規律を設定したと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:14	こういう理解をしたんですけど、よろしいでしょうかどうぞ。
0:08:23	はい。中国電力の早田です。先ほど服部さんがおっしゃられた、ご理解の通りだと思います。
0:08:29	以上です。
0:08:30	規制庁のハットリですはいわかりました。それでは、ただいまの
0:08:38	75 番については了といたします。では次お願いしますどうぞ。
0:08:45	はい。中国電力の早田です。それでは、資料 1 の回答整理表の 10 ページをお願いいたします。
0:08:55	コメントNo.76 の、設計地下水の妥当性について、最新の観測記録を反映した場合においても、十分な余裕を見込んでいることを説明すること。
0:09:07	こちらにつきましては、前回ヒアリングで回答いたしました、全体の説明性を向上させるようコメントをいただいておりますので、回答欄の、また、
0:09:17	以降で記載の通り、定常解析による解析推移を踏まえ、設計地下水を設定する旨を明記しました。
0:09:25	こちらにつきましては資料 2 の 128 ページをお願いします。
0:09:39	128 ページの参考資料 5、地下水位観測記録についての資料で、前回までは定常解析の話がきて、次に非定常解析の話が来て、
0:09:52	若干構成がわかりづらい部分がありましたので、
0:09:56	参考資料 5 では定常解析の話に絞っております。
0:10:01	結論としては、131 ページ。
0:10:05	に記載しております。
0:10:10	131 ページ、それから、地下水位観測記録の最大値と予測解析、こちらが定常解析における解析水位との比較を行い、
0:10:21	ナンバー3 観測孔におきまして、観測水位が解析水位を上回っていることから、屋外重要土木構造物等の設計地下水の設定においては、
0:10:33	浸透流解析の結果から、構造物の耐震安全性評価で検討する解析モデル範囲内の最高地下水を抽出し、それに裕度を加えた地下水、
0:10:44	設計地下水位として、前回のセイキ断面に対して一律に設定することにより、設計地下水位を観測水位よりも高く設定いたします。
0:10:57	以上のことから、
0:10:59	設置許可審査以降の観測記録を踏まえても、屋外重要土木構造物等の設計地下水の設定値が妥当であることを確認しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:09	なお参考 5 から、記載を削除しました。非定常の解析期間の妥当性につきましては、
0:11:17	同じ資料の 116 ページ。
0:11:24	116 ページの黄色ハッチングの部分で、期間については、記載をしております。
0:11:30	以上がコメントNo. 76 に対する回答となります。
0:11:35	規制庁の服部です。はい。それでは 76 番について、確認する点がある方お願いしますどうぞ。
0:11:47	はい。
0:11:51	規制庁の江崎ですが、私椎野コメントなんですけど、私としては一応了としたいと思います。以上です。
0:12:03	規制庁の服部です。それでは次お願いします。どうぞ。
0:12:08	はい。中国電力の早田です。それでは資料 1、回答整理表の 13 ページをお願いします。
0:12:20	コメントナンバー112。
0:12:23	ポンプ、揚水量の解析値と観測値について、設計地下水位設定時及びポンプ容量設定時の考え方がわかるよう、
0:12:33	設定フローと整合をとること。
0:12:36	こちらにつきましては、
0:12:38	設定フローとの整合をとるためポンプ、揚水量については、参考として、解析値と観測値の比較を行う旨を明記しました。
0:12:47	資料 2 の 26 ページをお願いします。
0:12:58	26 ページの、モデルの妥当性に係る検証として、今回は、各地下水観測孔における水の観測値と解析値、
0:13:09	及びポンプの実績値と解析値を比較するという書きぶりでしたが、評価フローとの整合をとるため、黄色ハッチングで記載の通り、
0:13:20	参考として、既設用水ポンプ排水量の観測値と解析値を、の比較を行った結果、
0:13:28	表 3.3-10 に示す通り、解析値が観測値を若干下回っているが、概ね再現できていることを確認したと、参考であることを明記しました。
0:13:41	また、黄色ハッチの 2 段落目の通り、今後の要請、
0:13:47	ポンプ容量の設定にあたっては、地下水の流入量が保守的な値となるよう、浸透流解析に用いる透水係数を設定すると明記しております。
0:13:57	以上がコメントNo. 112 の回答となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:02	規制庁の服部です。はい。それではただいまの説明に対して確認する点があればお願いします。
0:14:10	規制庁の三浦です。これでフローチャートと一致した記載になってることを確認しました。これで結構です。
0:14:21	規制庁の服部です。それでは、次お願いしますどうぞ。
0:14:27	はい。それでは資料 1 の 15 ページをお願いいたします。
0:14:38	規制の記載の適正化について、主な点をご説明させていただきます。
0:14:45	まずナンバー101。
0:14:48	について、前回信頼性の高い地下水位低下設備を新設する旨追記するようご指摘いただきましたので、
0:14:56	資料の 9 ページに記載をしております。
0:15:04	資料 2 の 9 ページですが、黄色ハッチングの部分で、既設が保守管理性が低いこと及び新設が信頼性を満足する旨を追記しております。
0:15:17	以上が、適正化のナンバー101 の内容になります。
0:15:30	規制庁の服部です。
0:15:31	適正化リストについては一つ一つ確認しませんので一通り説明をお願いしますどうぞ。
0:15:38	承知しました。中国電力の早田です。それでは適正化リストで続きまして、ナンバー108。
0:15:47	について。
0:15:48	表 3.3-13 のうち、建物構築物の設計地下水について、
0:15:55	設計用圧力から逆算していることがわかるよう、説明。
0:16:00	することを指摘いただきましたのでこちらにつきましては資料 2 の 42 ページをお願いします。
0:16:15	42 ページの表 3.3-13 に、注記 3 を追加し、設計地下水位は、
0:16:24	基礎底面高さをもとに設計用圧力から求めた設計地下水であることを明記しております。
0:16:32	なお、制御室建物及び排気塔につきましては、地下水位が基礎底面以深となりますがその場合は、基礎底面レベルを設計地下水として設定しております。
0:16:45	以上が適正かNo. 108 になります。
0:16:50	以上が、適正化リスト。
0:16:54	で、説明したい主な部分になります。以上です。
0:16:58	規制庁の服部です。はい。
0:17:00	それでは適正化リストについて確認する点があればお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:06	よろしいですか。はい。
0:17:07	それでは適正化については了としたとします。
0:17:12	引き続き説明があればお願いしますどうぞ。
0:17:17	はい。中国電力の早田です。特段ございません。以上です。規制庁の服部ですはい。それでは資料全体に対して確認する点があればお願いしますどうぞ。
0:17:33	規制庁の服部です。よろしいですか。
0:17:36	じゃあ私から1点だけちょっと確認させてください。
0:17:38	観測井戸のナンバー8というのは、もう設置済みなんですかどうぞ。
0:17:49	はい。中国電力のヨシツグでございます。No.8につきまして今一応確定いたしまして、年内には設置が終わるような計画で今進めております。以上です。
0:17:58	規制庁の服部ですはい。ではまだ、観測は始まらないということですね。はい、わかりました。
0:18:05	他にあればお願いします。
0:18:07	よろしいですか。
0:18:09	それでは地下水位の設定について、設計地下水の設定については以上としたいと思います。
0:18:15	では次、アクセスルート、保管場所のうち、地盤関係について、まず資料の確認をお願いしますどうぞ。
0:18:26	中国電力大窪です。
0:18:28	資料の確認と裁判をさせていただきます。
0:18:33	まず、
0:18:34	一番として、N-S2-他、
0:18:39	-086回、06、
0:18:42	こちらの回答整理表を資料1とさせていただきます。
0:18:48	次に、
0:18:51	6-1、失礼しました。N-S2の一。
0:18:55	.1-026回01。
0:18:59	の別添資料を、
0:19:01	資料2とさせていただきます。
0:19:05	続きましてN-Sに一。
0:19:08	.1-026。
0:19:10	甲斐01、括弧日。
0:19:13	こちらを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:16	資料 3 とさせていただきます。
0:19:22	続きまして、
0:19:26	N-Sに、
0:19:28	一ホー020、
0:19:31	会議 17、
0:19:33	こちらを、
0:19:35	資料 4 とさせていただきます。
0:19:40	最後に、NS2-他、
0:19:43	-043 回 04。
0:19:46	これを、資料
0:19:48	とさせていただきます。
0:19:52	資料の確認は以上となります。
0:19:56	規制庁のハツリです。はい。資料の確認ができましたので説明の方を始めてください。どうぞ。
0:20:03	はい、それでは説明させて、中国電力大窪です。
0:20:07	それでは説明させていただきます。
0:20:13	前回の 2022 年 6 月 16 日、
0:20:17	でのヒアリングのコメントについて回答整理表と、
0:20:21	失礼しました。資料 1 と資料 4 を用いましてご説明させていただきます。
0:20:29	資料 4 の方、資料 1 のご準備をお願いします。
0:20:38	前回の 6 月 16 日のコメントについて、
0:20:42	資料 1 の、
0:20:44	13 ページ。
0:20:46	の、
0:20:50	ナンバー72 から 78。
0:20:54	の計七つのコメントについてご回答させていただきます。
0:21:01	はい。
0:21:02	また、1 から 4 ページ記載の申し送り事項のうち、
0:21:08	今回対象となる 159 番。
0:21:13	さらに 4 ページの 164 番。
0:21:19	こちら今回対象となっておりますが、
0:21:23	6 月のヒアリングと同様のため、コメント回答で触れる程度という形にさせていただきます。
0:21:37	はい。それでは、各コメントに対して回答させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:44	13 ページ。	
0:21:46	資料 1 の 13 ページをお願いいたします。	
0:21:54		70
0:21:56	まず最初になんですが、72 番と 74 番が、と同様の内容ですので続けて説明させていただきます。	
0:22:07	最初に 72 番、	
0:22:09	ですが、コメント内容としまして、	
0:22:12	損壊対策、括弧H型工敷き鉄板について、対策案の選定の考え方、及び、	
0:22:20	判断基準を明確にした上で、	
0:22:23	その代表性の選定プロセスを整理して説明すること。	
0:22:28	としております。	
0:22:31	こちらにつきましては回答として、	
0:22:34	地表面の崩壊幅 5.6 メートルを閾値として、	
0:22:39	損壊対策。	
0:22:40	一型コート式鉄板を分類し、1 方敷き鉄板の設計例として示す構造物は、それぞれ内腔幅が最大の構造物。	
0:22:51	という整理にしております。	
0:22:55	補足説明資料の資料 4。	
0:22:59		-60
0:23:01	61 ページ。	
0:23:02	お願いいたします。	
0:23:14	こちらで、	
0:23:16	先ほどと同様になります結論としては、閾値 5.6 メートルを、	
0:23:21	三分。	
0:23:22	を閾値として分類しております。	
0:23:25	前回数かぶり厚 1 メートルを考慮する旨をお伝えしましたが本評価ではもう、	
0:23:31	考慮しない整理としております。	
0:23:34	基本的な考え方としては、	
0:23:37	地盤反力度が許容値以内となる最大の崩壊幅を設定しております。	
0:23:45	具体的に申し上げますと、	
0:23:47	敷き鉄板の最大の規格の幅である。	
0:23:51	6 メートル。	
0:23:53	この辺りから、	

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:54	地盤反力度の基準値を満たすために必要な、
0:23:58	最初の指示はばL0。
0:24:04	ビルゼロ。
0:24:05	を引くことで、最大の崩壊幅を算出しております。
0:24:11	60 ページの中央辺り、
0:24:14	からの数式の説明となりますが、
0:24:18	地盤反力度RG、
0:24:21	と最大支店反力RMACCS。
0:24:25	この二つの式から、敷き鉄板の、
0:24:29	設置長さL0。
0:24:31	を算出しております。
0:24:35	地盤反力度RGは埋戻度の短期許容を考慮し、0.8 年。
0:24:42	盛大支店反力あるMACCSは最大支店反力が、
0:24:47	車両の軸重量が、スパン長の端部に加わった際の算出としております。
0:24:55	なお資料中のL0。
0:24:58	L0 設置幅と書いておりますが、設置長さに訂正させていただきます。
0:25:07	さらに 70 ナンバー72 のコメントないで、
0:25:11	代表性の選定プロセス、
0:25:14	についてですが、
0:25:15	こちらについては、資料 4 の 61 ページをお願いします。
0:25:23	ここではこの後に続く敷き鉄板と一型高の設計例で、
0:25:28	それぞれ内腔幅最大として示している構造物の、
0:25:32	代表性がわかるように、内宮寸法の一覧を示しております。
0:25:38	例えば、右側の列で、
0:25:41	オレンジハッチングで示しているものが、一型高の対策となりますが、
0:25:48	この中で最も内腔幅が大きいのは、
0:25:52	29 番の。
0:25:54	光ケーブルダクト。
0:25:56	であることが読み取れるように、
0:25:58	表記しております。
0:26:05	7274 のコメントの回答は以上となりますが、
0:26:11	以上でよろしいでしょうか。
0:26:15	規制庁の服部です。はい。
0:26:17	72 番 74 番については、対策案の選定の考え方、あとは代表施設の考え方、あと設計の考え方とか設計条件、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:28	これについては記載がなされているということで、これについては了としたいと思います。
0:26:35	12 番についても、申し引き杖
0:26:40	等継続ということなので、同時にこれも一応量になります。
0:26:45	ただ一方で、設計のこの記載の内容ですね。
0:26:50	これについては、この科学的合理性については理解できないところもありますので、記載をいただいたということでこのコメントは良にしますが後程新規のコメントとして、少し、
0:27:04	事実確認をさせていただきたいと思います。以上です。
0:27:11	はい。中国電力高松です。承知しました。後程、ご指摘いただきたいと思います。お願いします。
0:27:18	規制庁のハットリですはい指摘というよりも事実確認をしたいと思います。それでは次お願いしますどうぞ。
0:27:26	中国電力、大窪です。
0:27:29	続きまして、
0:27:31	74 番、
0:27:33	失礼しました、73 番と 75 番。
0:27:37	のコメントについて、
0:27:39	同様の内容ですのでこちらも続けてご説明させていただきます。
0:27:45	まず 73 番のコメントとして、
0:27:53	えっと、第 1 及び第 4 保管エリア。
0:27:56	カッコ一部埋め戻しど、
0:27:58	の可搬型設備の、
0:28:00	設置状況について、明確にした上で、説明の文章、図表との整合を図ること。
0:28:07	です。回答としましては、
0:28:10	前保管エリアにおいて、可搬型設備の配置が判別できるよう図示し、埋め戻し土壤に、
0:28:17	間形設備を配置しないことを示しました。
0:28:21	また、来週及び第 4 保管エリアの間が他設備の配置について、文章、図表との整合を図りました。
0:28:31	こちらについては、
0:28:32	資料 4 の、
0:28:34	8 から 10 ページをお願いします。
0:28:38	まず 8 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:47	第 1 及び第 4 保管エリアは、
0:28:51	おっしゃられておりましたように、一部埋め戻し度がある状況は同じですので、文章を整合させております。
0:29:00	8 ページの中央辺り、
0:29:02	読み上げますと、
0:29:05	第 1 保管エリアの考えた設備は、木戸チバン。
0:29:09	かっこ岩盤上に補配置するが、
0:29:12	保管エリアから屋外のアクセスルート、
0:29:15	括弧車両、要員の動線の一部に埋戻度が存在することから、影響評価を実施する。
0:29:22	で、第 4 保管エリアについては、
0:29:25	下の三行となりますが、
0:29:28	第 4 保管エリアの可搬型設備は、城戸地盤括弧看板状に配置する。
0:29:34	なお、考えた設備は、埋め戻し土壌上戻し土壌を避けて、
0:29:39	岩盤及びコンクリート置換部を走行することから、評価対象から除く。
0:29:45	年図表との整合も図りました。
0:29:48	図表については 9 ページ 10 ページ。
0:29:51	の通り、
0:29:55	設置許可でお示した松尾町。
0:29:58	青で示す可搬型設備。
0:30:01	と、
0:30:02	黄色で示す、間形設備以外、
0:30:04	の配置図を示しております。
0:30:08	それぞれ第 2、第 1 保管エリア、第 4 保管エリアの埋め戻し土壌には、
0:30:14	青色の
0:30:15	考えた設備は配置しないようにしております。
0:30:22	次続きまして、ナンバー74 のコメント。
0:30:26	についてです。
0:30:30	No.75。
0:30:32	です。
0:30:37	保管場所の基本方針を踏まえ、
0:30:41	可搬型設備のうち、予備の保管場所の考え方について説明すること。
0:30:47	です。
0:30:48	こちらは、回答としまして、可搬型設備のうち、ALPHA及び予備の配置の考え方を記載しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:57	資料 4 の 8 ページ、お願いいたします。
0:31:04	こちらも文章中央辺りの文章を読み上げますと、
0:31:08	なお、
0:31:09	可搬型設備、
0:31:11	カッコ一部の α 及び予備については、
0:31:14	重大事故等たい。
0:31:16	重大事故等対応において、作業成立上、期待していないため、保管エリア内の埋め戻し土壤に、
0:31:24	保管し、
0:31:25	作業成立。
0:31:27	性状、期待している。
0:31:28	管形設備や、
0:31:30	アクセスルートに対して十分な離隔距離を確保する。
0:31:35	としております。
0:31:37	こちらで一部の α 及び予備の可搬型設備を埋め戻し土壤に保管する旨を記載しております。
0:31:47	以上で、70、コメントのナンバー7375 のご説明となります。
0:31:54	規制庁の服部です。それでは 7375 について確認する点があればお願いいたしますどうぞ。
0:32:03	規制庁の江崎です。73 私のコメントなんですけど一応、
0:32:08	9 ページ等の、
0:32:11	図。
0:32:11	等に一応ですね、要望書の位置だとか、そういうのを示していただいたのと、
0:32:18	今説明があった、10 ページの
0:32:21	ところで基本的には、
0:32:26	と青色の可搬 10 台可搬型の重大事故。
0:32:32	家等対象設備、
0:32:35	は青印でそれでは基本的にはピンクのところは岩盤なんでそこを通行できるかの、
0:32:41	清が通行できるということが説明できているのでそれで理解しました。黄色は基本的には、
0:32:47	あれですよこれ質問ですけど、8 ページのさっき言った、
0:32:51	一部の α 、及び予備に関しては、基本的に期待していないので、そこはモリイと地盤には置いているということも理解しましたんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:00	私としてはこれは了したいと思います。ただ1点なんかねちょっとよくわからなかったのが、
0:33:07	8ページの、来庁館エリアの可搬設備はっていったところで結びのところで、影響評価を実施する。
0:33:15	なっているんですけど、
0:33:17	これは、
0:33:19	この影響評価を実施するつた方が影響評価っていうのは実質的にはどこのことを示しているのかってのをちょっと教えていただけますか。
0:33:37	はい。中国電力大窪です。
0:33:40	影響評価をしている場所としては、9ページに、
0:33:45	図の4-2(1)、
0:33:47	第1保管エリア、示していると思いますが、
0:33:53	2ヶ所モリイ度がありまして、
0:33:58	南側の方のも2度、ヒロイ法のモリイ度、
0:34:03	2、
0:34:05	可搬型以外を止めているんですが、
0:34:12	入口のところは大きいひどい。
0:34:15	はい。
0:34:19	ヒロイ方のモリイ度部分の評価を実施しております。
0:34:29	すいません中国電力の高松です。少し補足させていただきます。
0:34:36	そうですね。9ページの図4の、
0:34:41	-2(1)ですね。
0:34:44	これのちょっと岩盤友利堂のが示されてますけど、モリイ堂になってます道路沿いの大きい。
0:34:54	盛土肥ですね、ここを評価しているという形になります。
0:35:00	はい。
0:35:03	規制庁矢崎ですが、今は言われてるのは、図4-2の両括弧1の中の緑の癒しが入ってるじゃないですか。そのところの、接してる盛田の方で言ってるんですよね。
0:35:18	はい。
0:35:23	はい。中国電力の高松です。はい。その場所を評価しているのが、13ページの
0:35:34	表の4-2。
0:35:35	でして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:40	はい。13 ページの表の 2 の断面図で示しているのがですね一部のエリアにある梅本。
0:35:50	埋戻し同エリアといいますか、そこを評価しておりますしてその経営者の評価結果が表 4-2 で、表まとめられているというふうな形で、
0:36:00	はい。一部に友利堂地盤がありますけど、その傾斜影響は問題ございませんということで、13 ページでご説明させていただいています。
0:36:10	以上です。わかりました。すいません。
0:36:12	全体的に流れがよくわからなかったんで、これで理解できました。
0:36:17	私の部分に関しては、了としたいと思います。
0:36:26	ここ、規制庁チギラです。75 の指摘については
0:36:32	ハタCだと思えますのでちょっと確認させてください。今回資料④4 番の資料で 8 ページのところで、真ん中ぐらいのということで、
0:36:43	カワマタ設備一部の α は、
0:36:46	及び、予備についてはというところなんですけど、まずここ、ここが回答の内容だと思うんですけど、一応前回、
0:36:59	コメント。
0:37:00	ポイントでは保管場所の基本方針、
0:37:06	と、との関係。
0:37:08	ていうのをですねちょっと
0:37:10	確認したかったんですけど、保管場所の基本方針っていうのが、②の資料の
0:37:17	2 ページ。
0:37:20	はい。
0:37:21	そうですね、2 ページのところでポツが、幾つかあってその中で
0:37:27	1 から三つ目のポツっていうのが可搬型の故障時の場、バックアップ及び保守転勤による待機。
0:37:37	除外時のバックアップとする設備は、上記の考え方に基づいて設定された複数の看護師を補完すると、上記の考え方っていうのの中に、
0:37:49	Ss地震、基準地震動Ssによる被害が影響を受けない場所というのがあって、この基本方針と、
0:38:00	今、④の資料で 8 ページに書かれた内容と、
0:38:05	の回答の内容はどう、どのような、ちょっと何かあまり関連がないような形かなと思ったんですけどここのちょっと関係についても、もう一度詳しく説明をお願いいたします。
0:38:20	中国で 10 億円電力の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:23	フジモトです。
0:38:25	資料の別添 1、基本方針の方では、保管場所に関する全体の基本方針についてを示しております。保管場所は地震による営業受けない場所に設定。
0:38:37	下から三つ目のポツの方で、予備についてはその保管場所の中に、複数の保管場所に分散して配置するという方針の方を示しております。
0:38:46	補足の方に追記させていただきました。一部の予備 α につきましては、部門の市場に配置しているという一部補足的、
0:38:56	配置に関する補足的な説明としまして、
0:38:59	それを補足の 8 ページ目中ほどに追加をし、しております。別添 1 の方が、基本方針、
0:39:08	補足のほうにその補足説明、戻しに配置している説明の方を記載するという関係で、今回追記をしております。以上です。
0:39:19	規制庁の企業です。ちょっとよくわからなかったんですけど、
0:39:24	ALPHA 及び予備っていうのと、ここの 8 ページにある一部のあるは及び予備っていうのの一部っていうのが、何か。李。
0:39:34	ここは一部っていう形でつけるのは理由があるのかどうかっていうのをお聞きしたいのと、あと 9 ページ 10 ページのところ、第 1 から第 4 保管エリアまで
0:39:47	配置、設備の配置状況があるんですけど、
0:39:51	この黄色の中で
0:39:55	ヒーローが一部のあるか。
0:39:59	及び予備っていうのがあるのかなのか、ちょっとその辺り、説明いただけますか。
0:40:05	はい。中国電力の藤本です。一部の α 及びについて説明させていただきます。床の一部という記載をしておりますのが、埋め戻し状に保管しているものをこれを別途 8 ページ目で記載している一部の α 及びに該当するものになります。
0:40:21	それ以外は岩盤に配置し、岩盤上に配置している、ALPHA 及び、この二つの使い分けで一部という表現をしております。
0:40:30	9 ページ目以降、9 ページ 10 ページ目で示しております保管場所それぞれにつきましては、まず第 1 保管エリア、図 4-2(1)の方では埋戻し箇所が 2 ヶ所ありましてそのうち、
0:40:43	東側の方、
0:40:45	大きい方の方に、文字の上に黄色の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:49	可搬設備以外、一部の α 予備を配置しておりますのでこちらが8ページ目の方針に合致するものになります。
0:40:58	その下第2第3保管エリアにつきましては該当するものではありません。
0:41:03	10ページ目の第4回につきましては、北西部分の拡張の
0:41:08	拡張したところに、ALPHA及び予備の方も含めて配置しておりますのでこれも、8ページ目の方針に実施する箇所になります。以上です。
0:41:24	規制庁吉崎ですけども、ちょっと確認なんですけど今の一部の α っていうのと、 α っていうのは、
0:41:33	別にオク、
0:41:35	ということによかったですかね。
0:41:41	はい中国でのフジモトですちょっと説明があつてわかりづらく申し訳ありません。岩盤上に置いてるか置いてないかという違いで、一部という表現を用いております。以上です。
0:41:52	はい。で、実際に第4保管エリアや、
0:41:55	10ページ目の第4回の方では、岩盤を示しておりますピンクの上の方にも、黄色の可搬設備以外、
0:42:04	この黄色のは凡例を示しておりますので実際そういう配置のパターンもありますので、この表現を使っております。以上です。
0:42:17	規制庁質疑サノ今の説明だと何だ、
0:42:22	10ページのう。
0:42:23	図の右上の方の青いやつが、これが α で、黄色のところが、何だ、表現でいうと、
0:42:34	一部の α になるってことですかね。
0:42:41	中国電力の藤本です。江藤。
0:42:44	一応確認を含めてご説明させていただきますが青色が可搬型重大事故等対処設備、これは重大事故の対応上期待してるものでこれにはALPHA及びは含んでおりません。
0:42:55	それ以外のもの、黄色で示しておりますのが、 α 及び α 土曜日含んだものとか資機材自体設備を含んだ黄色の凡例で示しております、
0:43:05	これが第4の北西のモリイの部分の上にあつたり、それ以外岩盤の部分にも、黄色のものがいくつかありますが、そういう配置をしております。以上です。
0:43:45	あ、規制庁のハツトリです。ちょっと確認なんですけど、 α の中に一部という称されるものと、一部じゃないと称されるものがあるのではなくて、
0:43:56	同じALPHAの中同じ同列の α の中の一部を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:02	その埋め戻しに置いてるっていうことを言いたいと言いたいのを一部の α っていうから、少し混乱するのかなと私は理解したんですけど。
0:44:12	だから、結局一部の α と α の一部っていうのは、ちょっと気さいい。
0:44:18	の意味合いが違うのかなというふうなイメージで受け取ったんですけどそうじゃないでしょうかどうぞ。
0:44:30	はい。中国の霜田です。おっしゃられる通りの趣旨になります。ALPHAの中で配置してるものが、
0:44:37	梅本の梅本のものもあれば、岩盤のものも、
0:44:41	あるという意味になります。
0:44:44	以上です。規制庁のハットリ津田カラー
0:44:48	岩盤の上に置かなきゃいけないALPHAと、埋め戻しの上に置かなきゃいけないALPHAがあるわけではないと。
0:44:57	はい中部電力の藤本ですその通りでございます。機能的には埋め戻しの上に置いたものも岩盤の上も、機能的な要求としてはどちらも、
0:45:08	作業性を記載しておりません。以上です。
0:45:12	なので、結局、うん。どっちに置いてもいいんだけど、
0:45:17	オク等がないからそのうちの一部は埋め戻しの上に置きましたよっていうだけで、どれを埋め戻しどの上に置くとかいうのの決まりがあるわけではないということに理解をしたんですけど。
0:45:27	よろしいですか。
0:45:30	中国電力の藤本ですその通りでございます。以上です。
0:45:52	はい、中国電力のヨシツグでございます。
0:45:55	衛藤。
0:45:57	ALPHAと予備については、あくまでも期待していないものと。
0:46:02	今回保管アクセス数の保管場所に置く関係上、全部岩盤の上に置けばよかったんですけども一部埋め戻しのところがありますと、
0:46:12	埋め戻しのところに、そういったALPHAと、
0:46:17	予備のものの一部を、そういった埋め戻しのところに置いているところがございますと、埋戻動のところに置く限り転倒等の影響がありますのでそれは離隔をとりますと。
0:46:28	いうのを今回やってるんですがちょっと一部の α っていう説明が、
0:46:33	α の中のどれかというような、説明にちょっと読み取れてしまったということかなということで、
0:46:40	基本は岩盤のところに置きたいんですけども、
0:46:43	期待しないものについての、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:46	α と予備のナカノ、どれでも構わないすけどそれを、
0:46:50	埋め戻しのところに置いているものもありますというのが、ご説明したい中身でございます。
0:47:00	規制庁の千明です。
0:47:03	あと別添のところの基本方針、岡本の基本方針のところに戻るんですけど、そうすると今のお話ですと、
0:47:12	うん°C度のところに置かなければいけない、置かざるをえない、 α があるんだけど、それは地震、基準地震動 S_s による被害の影響、
0:47:24	があるかもしれないのでそういった場合に備えて離隔をとる。
0:47:30	ていうふうなことが、④の資料の8ページに書いて、
0:47:37	あると。
0:47:38	そういうふうに、
0:47:39	理解すればよろしいんですかね。
0:47:45	はい中国電力の藤本ですその通りでございます。以上です。
0:48:01	規制庁ヨシザキ
0:48:03	先ほどのその2ページの方針だと。
0:48:07	考え方のバックアップは、上記の考えに基づいてってことで S_s による被害、
0:48:14	を受けない場所に保管する間にオクって書いてあるんだけど、
0:48:19	それとは、そのまま合致するような記載じゃないから、ちょっと混乱してるんですけど。
0:48:27	それを踏まえて、
0:48:29	位置的分散も入って、
0:48:33	それでAlike離隔距離か、要は、埋積分散化で、
0:48:37	このなんだ、2ページの、
0:48:40	方針と、少し、
0:48:43	少し、何て言うの。
0:48:46	方針を変えて、
0:48:49	対応させてるってそういうことですかね。ちょっと。
0:48:52	ここをそのまま合致してるわけじゃないんですよね。この、
0:48:56	2ページの方針と、この方針って、
0:49:00	ぴったし合致してないですよね。
0:49:05	中国電力の藤元です。別添1の方は保管場所の全体の方針としまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:13	下から四つ目のポツのところでは保管場所が地震による影響を受けないところで、その下のポツのところで言いたいところが、予備とある、予備につきましては保管場所 1 から 4 のところに、
0:49:26	分散しておきますというところを説明した趣旨で記載しております。その中で豊一部及び及び α につきましては埋め戻しのところがあるという、
0:49:36	配置がありますのでそれを補足のほうで配置を示しているというふうな構成としております。戸部の方は
0:49:44	予備とALPHAが、地震による影響を受けないところに配置するところへ配置すると言いたいのではなく保管場所の中に配置するというところを言いたいための下から 3 ポツ目になります。
0:49:58	以上です。
0:50:03	規制庁の井関そこはわかってるんだけどだから、
0:50:07	要は、第 4 保管エリアに保管エリアを高台 4 とか第 1 とかで別々に置いているのはわかるんだけど第 4 保管エリアは全部その頑健の場所じゃなくて、埋戻でもあるから、
0:50:17	そういう書き方になっていて、そこがちょっとわかりづらくて。
0:50:22	もともとだから、なんていうの。うん。要は、
0:50:25	埋め戻しの上に置くことはないって言って、予備ALPHAは、そういうところに置いているふうになってるから少し、
0:50:32	わかりづらくなってるんだと思うんですけど、裾野最もそもそもなんですけども α は、梅干の上に置くようになってましたっけ。
0:50:48	中国電力の藤間です。今おっしゃ最後おっしゃられたのは多分設置許可の段階から、
0:50:54	配置が埋戻しとなっているか、その趣旨のご指摘でしょうか。
0:50:59	はいそうです規制庁ヨシザキそうです。
0:51:03	はい 15 年のフジモトです。EPの段階、疑似電力 1.0. 2 のDPの段階から、 α 、一部の α 分につきましては埋め戻しの上に配置するとして、
0:51:15	記載をしておりました。以上です。
0:51:20	規制庁ヨシツグなんか、要は、
0:51:23	1.0 の配置図だと。
0:51:26	もともと等のがんは岩盤頑健なところに配置されているような、
0:51:33	例えば大量送水なんていうのは、
0:51:39	ALPHAも、
0:51:41	何だ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:43	梅森指導じゃないところに配置されてるんですけども、そこはどうなんすかね。
0:51:54	中部でコールディングフジモトです。すみませんイトウもう一度お願いいたします申し訳ありません。
0:52:01	規制庁ヨシザキサノ、大量送水車は、
0:52:04	ALPHAを変更前岩盤の上に置いてあるんですけども、保管場所第4回
0:52:12	そこは変更したってことですかね。
0:52:20	はい。中央での正田です。すみません第4法改正につきましては、北西部分の拡張に合わせまして配置の見直しをしておりますので、おっしゃる通り、代表の大量送水車及びにつきましては埋め戻しの上に配置するというふうに、
0:52:35	と配置の変更をしております。先ほどのBの段階から配置していたというのは、例えば第4の変更前の埋め戻しの上に、
0:52:46	緊急時対策所の予備等を、埋め戻しのように置いておりましたので埋め戻しの上に予備αを置いているという意味では配置の方針としては変わっていないという趣旨になります。以上です。
0:53:02	規制庁の井関さんだから、変更前のウェブ指導にあったものがそのまま、要は、変更後の拡張したエリアのメモの1のところに、
0:53:13	そのまま配置されたと思ったんですけども、そうではないってことですかね。
0:53:22	はい中国電力の藤間です。その通りでございましてメモしあったものをそのまま全部医療だけじゃなくて、前回プラントのコメント回答の方でも大へ。
0:53:33	そこで第4回の変更の説明をさせていただいた際に、設備等のホース、例えば300円ほどの増加等がありましたのでそれに伴いまして配置を、
0:53:44	の変更等を行っております。
0:53:47	以上です。
0:54:01	規制庁の井関説明はわかりましたで。
0:54:04	ちょっとアルファの設置場所、今までこういうケースってなかったんですね他のプラントではその保管場所だったら保管場所全部頑健な場所になってたので、SAの設置場所になったので、
0:54:18	ちょっと今回あるfarの場所を
0:54:21	もともと変更前は頑健なところに置いてあったんだけど、今回

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:26	AMを指導の上に、移動というか、移設されてるので、そこについてちょっと先行プラントウの実績も踏まえて、ちょっと説明して欲しいんですけども、よろしいでしょうか。
0:54:43	はい。15年フジモトです。例えば東海第2発電所の方では、保管、SAの保管場所以外に綴じ予備実施。
0:54:52	ちょっと名称ちよつとろ覚えですが自主対策置き場のよう、別の保管場所を設定しております。そこは地震に対する頑健性等が、説明はされておらずそこに、
0:55:06	予備等が配置されているようなプラントがございまして当社の中は保管場所の中に、そのような場所を設定して、下の重大事故対策に対して離隔距離を確保しているという配置にしております。以上です。
0:55:23	規制庁のヨシツグです等々には、あれ、ALPHAも置いてました。ちよつとろ覚えなんすけど。
0:55:30	予備、予備というか α 、 $2N + \alpha$ の α の機器もその何だ、頑健でないところに置いてあった、そういうことでよかったですか。
0:55:43	中部、古野古野です少々お待ちください。
0:56:04	はい。中央でフジモトフジモトお待たせしました、 $2N + \alpha$ の α に当たるものも、その予備機置き場のほうに配置をしております。以上です。
0:56:17	規制庁の井関ですが、ちよつとこちらの方でも調べますけど予備機エリアに頭にそういったところがあるってことで
0:56:25	今回曾我は予備機エリアではないけども、精度保管場所にそういう頑健でない場所があつてそこに α 設備を、
0:56:35	もともと変更前は、頑健な場所だったんですけども、変更後は、名もどう指導の上の方に移動させるってということで説明はわかりました。
0:56:48	正田さん。
0:56:53	規制庁吉良です。すいませんちよつとまた話変わってしまうかもしれないすけど同じ、④の資料の8ページと9ページで、
0:57:00	BIG距離をとるっていうのは10ページのところの第4エリアについては離隔がとれてるかなと思うんですけど、9ページの第鳥瞰エリア。
0:57:11	これはアクセスルートとの離隔っていうのは小令和、ちよつと図面が小さいのであれなんですけど、これで離隔とれてるということなんでしょうか。
0:57:33	はい。中国電力の藤元です。アクセスルートにつきましてはこの北川衛藤40メートル以上の幅がある箇所になりまして、そこに対して森の上で地震が起きて変位したとしても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:45	未着としては通行可能と考えております。以上です。
0:57:53	はい、規制庁一木ですこの離隔距離を取る目的っていうのはこの設備が何か変状とか起こしたときに、転倒とかしてそれでアクセスルートとかあとはSs-D。
0:58:06	うん。悪さをしないことが目的かなと。
0:58:10	思ったんですけどそうではないっていうことなんですかね、そういうふうな目的。
0:58:15	ではなく、
0:58:16	ないっていうことですか。
0:58:25	途中テレビの冬の少々お待ちください。
0:59:10	はい中部電力の藤本です。友田氏に置いている車両につきましてはおっしゃる通り地震等による変位、
0:59:18	地震時に横方向とかに動くことを想定しております。そこに対してのアクセスルート、
0:59:27	にマーキングをしてるとありますのでそこに対する妥当性についてはちょっと検討の上、回答させていただければと思います。以上です。はい、わかりました。すみませんちょっと長くなりましたけど、
0:59:39	はい。確認は以上です。
0:59:47	規制庁のハツリです。それでは次お願いしますどうぞ。
0:59:57	はい。続きまして、
1:00:00	資料1の、
1:00:02	コメントNo.76番、
1:00:06	お願いします。
1:00:12	コメント内容としまして、
1:00:15	段差緩和対策で参照した実物大実験、
1:00:19	出題現場実験の適用性について説明すること。
1:00:24	です。
1:00:25	回答としましては、文献に記載のある、
1:00:28	実験条件カッコ段差と島根原子力発電所構内で発生する最大段差量が同規模の55センチであるため、最大引張力、
1:00:39	67kN
1:00:41	メートルが適用できる旨記載しました。
1:00:46	こちらにつきましては、資料の当資料4の48ページ、お願いします。
1:01:07	中央辺りに注記が、
1:01:10	ありますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:11	途中金、
1:01:13	実物大実験結果が、
1:01:15	路盤補強材に発生する引張力の評価に適用できる旨を、
1:01:20	記載しております。
1:01:23	実物大実験と島根原子力発電所例想定される段差量は、
1:01:28	同様に 55 センチであり、
1:01:30	引張力の値を適用できる旨を記載しました。
1:01:35	また、実物大実験は、
1:01:37	探査量の図、
1:01:39	8-10、
1:01:42	示し、
1:01:44	8-12 の通り、車両通行性を確保する目的と、
1:01:49	段差発生時の
1:01:51	路盤補強材に発生する引張力を測定する。
1:01:54	という二つの目的がある旨を記載し、
1:01:58	引用している引張力の値は、後者の 55 センチの段差発生時の路盤補強材に発生する引張力、
1:02:06	こちらを引用している旨を記載しました。
1:02:11	76 番のコメントの回答は以上となります。
1:02:20	ツジとチギらず、はい。追記してもらいましたので、島根のものと文献のものということで書き分けられてるということで、はい、理解しました。はい。
1:02:33	このコメントは結構です。はい、じゃあ次お願いします。
1:02:45	はい。続きまして資料 1 の、
1:02:48	コメントNo.77 番。
1:02:51	です。
1:02:57	77 番が構造物の下端レベル。
1:03:01	3 次元浸透流解析に基づく地下水を説明すること。
1:03:06	回答としまして、
1:03:08	浮き上がり評価対象構造物の抽出結果、表 8-6 に、
1:03:13	構造物の基礎下端と 3 次元浸透流解析に基づく地下水、
1:03:18	過去地下水位低下設備に期待しないを記載しました。
1:03:24	こちらは 38 ページお願いします。資料 4 です。
1:03:38	はい。
1:03:40	浮き上がり評価対象構造物の抽出の表となっておりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:45	右側に 2 列追加しております、
1:03:49	基礎下端と地下水位を追記しております。
1:03:53	この条件 1 で、
1:03:55	あります地中埋設構造物下端よりも、
1:03:58	地下水位が高い構造物。
1:04:01	という条件が判別しやすいように記載しております。
1:04:07	コメントの 77 については以上となります。
1:04:11	はい。規制庁チギラです。
1:04:14	この④の資料の 38 ページの表 8-6 の基礎の方についてはわかりました。それで、
1:04:25	ちょっと地下水のところで、ちょっと具体的な数字で書いてあるもの等、何かアバウトなもの等 2 種類あるんですけど、これは何、何かつけ分けについて、
1:04:37	何か考え方があるんですか。
1:04:44	はい。中国電力の高松です。使い分けがございまして、赤色のハッチングがついております。実際に地下水の方が高くてですね。
1:04:56	浮き上がり評価対象になる構造物については、実際にその浸透流解析の個別メッシュごとに持ってるデータを、
1:05:06	精緻に見に行ってみると実際の地下水位、
1:05:10	量を出したというのが赤色のハッチングの対象構造物です。で、それ以外ですね、白色になってる構造物につきましてはですねその構造物の
1:05:22	設置レベルよりも、地下水の方が低くてですね、評価対象構造物にはならないということが、は、床浸透流解析のコンターからもわかりましたので、
1:05:34	幾らいいシーンではあるというふうな書き方に留めているということで表記の差にはなっております。以上です。
1:05:43	規制庁吉良です。
1:05:46	それって、ちょっと例えば 9 番のケーブルダクトとかについては基礎下端が 11.4 に対して地下水中 1 メーター維持んと。
1:05:56	いうことで
1:05:58	ちょっと近いとかですね、そんなことを言ってくと 28 番とかもですね、よくわからないんですけど、
1:06:05	もし、数値が出ているのであれば具体的に示していただいた方がちょっと理解しやすいのかなと思うんですけど、これは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:16	こういうことって可能ですか。
1:06:19	はい。中国電力、高松です。ことは可能だと思いますので、その構造物の設置範囲の浸透流解析結果のコンター数値を見に行って、数値として表記できないか検討したいと思います。以上です。
1:06:32	よろしくお願いします。以上です。次お願いします。
1:06:48	続きまして、資料1の、
1:06:51	ナンバー78番。
1:06:54	です。
1:06:56	コメント内容としまして、
1:06:58	浮き上がり抵抗力の算定プロセスについて説明すること。
1:07:03	です。回答は、
1:07:06	トンネル標準示方書に基づき、浮き上がり抵抗力の算定プロセスを記載しました。
1:07:13	なお本評価では保守的に、両サイドのせん断抵抗、及び、
1:07:17	構造物側面の摩擦抵抗に期待しない方針とすることを説明しました。
1:07:24	こちらについては57ページからお願いします。
1:07:41	図の8の18日目数。
1:07:44	①から⑥のよう圧力と抵抗力について、それぞれ算定プロセスをお示ししております。
1:07:53	申し訳ありません、007番については、
1:07:57	こちらでは関係ない図となりますので、削除対応いたします。
1:08:04	はい。8-18の、
1:08:06	⑦番については、
1:08:08	削除いたします。
1:08:13	結果として、
1:08:15	プロセスをすぐお示した結果、安全率が1を上回っていることをそれぞれ確認しております。
1:08:25	また54ページとなりますが、
1:08:32	浮き上がり対策の設計の考え方となる。
1:08:36	トンネル標準証書の
1:08:38	浮き上がり調査方法の記載を追記しております。
1:08:44	コメントNo.78については以上となります。
1:08:51	規制庁の三浦です。わかりましたこれで結構なんですが、
1:08:56	57ページ、D、
1:09:00	これ下から2、5行目かな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:04	これ水の堆積重量等土の凶数推進体積重量、
1:09:10	割ってるんですこぎゃ食うじゃないですか。
1:09:13	はい。中国電力、高松です。失礼いたしましたご指摘の通りで水の単位体積重量－7の単位体積重量と書いてあります。ここ、逆になっております、記載を適正化します。
1:09:24	失礼しました。失礼いたしました。
1:09:26	わかりました。このコメント会社はこれで結構です。
1:09:31	はい。
1:09:37	規制庁の服部です。コメント回答については以上でよろしいでしょうか。どうぞ。
1:09:45	はい、中国電力大窪です。コメント回答としては以上となります。
1:09:49	規制庁のハツリですそれでは適正化箇所について、説明するところがあればお願いしますどうぞ。
1:09:58	はい。
1:09:59	適正化箇所につきましては、
1:10:02	資料1の15ページ。
1:10:05	お願いします。
1:10:09	15ページのNo.216。
1:10:13	となります。
1:10:18	こちらで適正化内容としまして、
1:10:20	各保管場所の浮き上がりに対する余裕を確認できるようにするため、
1:10:26	図4-7に各保管場所の地下水位を追記しました。
1:10:32	こちらは、資料4の18ページ、お願いします。
1:10:46	18ページの図の4-7に、各保管エリアの地下水を、
1:10:52	それぞれ記載しております。
1:10:58	ナンバー216については以上です。
1:11:01	残りもう一つありますので続けてご説明させていただきます。
1:11:08	資料1の15ページの215番。
1:11:13	です。
1:11:14	こちらで、可搬型設備が徐行により走行可能な段差量15センチ及び、
1:11:21	ご飯可能な勾配15%について、引用した文献の内容を具体的に記載しました。
1:11:28	こちらについては、資料4の11ページ、12ページ、お願いします。
1:11:41	こちらについては段差量15センチについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:44	走行速度 5 キロメートルの場合、15 センチ段差両通行が可能とされている旨の、
1:11:52	記載をしました。
1:11:55	さらに傾斜 15 度については、車両の反応力から検討した。
1:12:00	縦断勾配の限界値として、積雪時において最も小さい旨を記載し、
1:12:07	その際の傾斜を設定している旨を引用して記載しております。
1:12:13	以上 2 点が、
1:12:16	記載適正化のを、
1:12:19	回答とさせていただきます。
1:12:22	規制庁の八田です。はい、わかりました。では記載の適正化について確認する点があればお願いします。
1:12:29	よろしいでしょうか。
1:12:31	はい。それでは追加で新規に説明するところがあればお願いしますどうぞ。
1:12:39	はい。中国電力高松です。追加説明はございません。以上です。
1:12:44	規制庁のハツリですはい、わかりました。それでは、
1:12:47	アクセスルートの資料全体について確認する点があればお願いしますどうぞ。
1:12:57	すいませんちょっと規制庁の三浦です。幾つか、
1:13:02	確認をさせてください。
1:13:05	補足資料の 43 ページ。
1:13:13	43 ページ 45 ページそうなんですけど、この表の 8-9、
1:13:18	この最上段の部分これ評価結果 123 になってますよね。これ他のところみんな条件 123 になってませんか。
1:13:26	これはもうこのページの後 45 ページもそうなんですけど、統一しておいたほうが良いと思います。いかがですか。
1:13:34	はい。中国電力高松です統一するようにします。ありがとうございます。 はい。よろしくお願いします。
1:13:40	あと 65 ページ。
1:13:44	多分これ他の方からもいろいろコメント出てくると思うんですが、まず、
1:13:51	65 ページでこれ、ケース 1 ケース 2、ケース 3 ってこれ、どういう状態を想定してるんですか。これ戦乱もあわせて、
1:13:59	ケース 1 ってのが 3 事故の、
1:14:03	輪荷重が、
1:14:05	中心位置に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:07	全部入ったっていうふうに見てるんですか。
1:14:13	はい。中国電力、高松です。ちょっとこのあたりご説明させていただきます。64 ページの車両の
1:14:23	図が出てるものがありますんで、これ、基本的に考えておりますのが評価対象にしておりますのが、光臨の三つの車輪ですね。
1:14:34	こちらが対策工の上に乗った状況を考えております。で、
1:14:42	次のページ、65 ページのPが中央部にいるのがですね、この三つの車輪が集中荷重としてですねこれ集中化中で、
1:14:54	計算しますと、64 ページのですね、下段のところにも光臨荷重として119.641 っていう数字がありますけどこれが集中荷重として、
1:15:05	センターにかかった場合がケース 1 になります。
1:15:08	で、このところ荷重がですねもうちょっと先に進んでですね、ちょうど四分の 3 のところまで進んだ右から進んでいて、四分の 3 のところまで行ったところがケース 2 になります。
1:15:21	で、それが集中荷重的な考え方で考えておりますので、この車三つの車輪がですね、連行荷重モードとしてですね、ケース 3 にありますけども連行荷重が、
1:15:33	スパンの中央に作用した場合というのが、ケース 3 ということになりまして、いろいろな荷重最下パターンの代表性といいますかその辺りを、
1:15:45	検証するべしっていうのが前回のご指摘の一つの趣旨ではあったかなと思いますので、曲げせん断とも、曲げせん断支持力ともですねこの三つのケース、
1:15:55	についてですねせん断はもう 1 ケースふやしてるんですけど、検討したというのが今回の対応内容になります以上です。
1:16:02	はい。
1:16:04	わかりましただから、逆に言うと、
1:16:07	ケース 1、ケース 2 でチェックしておけば計算するのは考えなくてもいいケースなわけですね。
1:16:13	ちょっと、もうちょっとその 4 分の 1 係数に、この 4 分の 1 っていうのはどっから出てる数字なんでしたっけ。もう一度説明していただけますか。
1:16:26	はい。中国電力、高松です。ケース 2 のですね、四分の 1、左に寄ってあるケースというのは、この集中化中で考えた場合に、今のセンターの位置から、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:42	4分の1だけ進んで、荷重が作用した場合社員が乗っている場合というふう考えたのがケース2でございます。44の資料はわかってるんですけど、
1:16:53	4 森下実際としては、例えば、
1:16:56	何だろう、左側の64ページの図で見たら、
1:17:02	その中、光臨の中心軸が、
1:17:06	一番厳しくなるっていうか、
1:17:11	ちょっと光臨の左側の軸が視点に乗っちゃう、そんなそんな感じなんですか。
1:17:17	はいちょっとなんか四分の1っていう数字そのものがどうやって出されたのかなってのはよくわかんなかったんで。
1:17:23	はい。すいません中国電力高松です。この辺りちょっと傾向分析をした意図を考えましてケース2を設定しております、ケース2はですね、
1:17:34	ご指摘いただきました通り64ページで言うところの、後中軸ですかね、後中軸が、この
1:17:44	ケース2のPとなってあるところに、車輪があると。それがなおかつ連行的な荷重の考え方ではなくてそれが集中荷重として作用した場合、
1:17:57	というふうに考えたのがケース2になります。
1:18:00	以上です。規制庁の水間結果的には、下で見ればケースはできて、
1:18:07	せん断で見れば、計算かな、何か厳しくなるんで、パブリックに少しチェックしたけど、その中で一番想定される厳しいものでやりましたっていうふうに理解しました。
1:18:19	ちょっとその辺もちょっと付け加えたらいいかもしれませんね説明ね。
1:18:23	それ等、もう1点はね、これ、例えば66ページ見たときに、
1:18:29	最後の曲げ引張応力度を出してますよね。
1:18:33	これ
1:18:35	これ鉄板の部分って言ってん5メートルの幅フルに見てませんこれ。
1:18:47	はい。中国電力の高松です。この鉄板の絵とか重量として考える時にはですね、奥行き幅1.5メートルは、荷重として見るようにはしております。ただ、
1:19:01	応力度として算定する時につきましては奥行き1メートルあたりで算定している結城石井でございました。
1:19:11	わかり奥行き1メートルの根拠って何ですか。
1:19:17	はい。中国電力高松です。奥行き1メートルはですね、応力度として算出する過程の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:28	式鉄板は奥行き 1.5 メートルですけども、それを応力度換算する過程の中で、奥行きが 1 メートルで考えたという
1:19:38	ところでございます。やってしまったっていうことが、
1:19:42	基本的にはあれですよねリンク中なんで、普通考える集中会社で考えますよね。
1:19:48	タイヤ幅ぐらいみてもいいのかなとは思うんだけどそれを 1 メーターにしてるっていうのは、
1:19:54	少しオーバースペックではないかなという気がするんですがその辺はどう思われます。
1:20:00	はい。中国電力の高松です。ちょっとそのあたりですね。そうですね車輪の実際のハバノとところで見ていたらまた、抗体は多分変わってくところだろうと思いますんでちょっと 1 度確認させて、
1:20:16	どうあるべきかというところをもう 1 回ちょっと考えてみたいと思います。ちょっと考え方を聞かせていただきます。普通考えれば鉄板なんでね。
1:20:24	あまりこう幅を大きくとるっていうのは、一般的にはちょっと考えにくいと思うんですよね。
1:20:31	ただ 68 ページ見てる等、鉄板敷き鉄板の評価結果が、
1:20:37	評価値が下で 160、評価基準値が 215 なので
1:20:43	大体 80%ぐらいはカバーできているからそれから換算すると 80 センチ分ぐらいかな。
1:20:49	古宇に来たときですね。
1:20:51	80 センチそれがタイヤとの関係で、
1:20:54	そのぐらいまでアライドブルだっっていうなことが言えればいいんでしょうけど、
1:20:59	ちょっと厳しいかなという気がしました。ちょっと 1 メーター取られたという考え方については、もうちょっと説明を加えてください。それとこれ、
1:21:08	2 枚重ねてるときにはこれ単純にその 1 メーター分を 2 枚分プラスしてただけですね。要するに、
1:21:15	何だ 20mm の厚さを 40mm では計算をしませんよねってちょっと確認をさせてください。
1:21:26	いや、断面ニシモトを求めるときの部分の pH 事情ですよねその H をどうとらえてるかなっていう。
1:21:44	それもね、ちょっとね、これちょっと断面係数どういうふうにとらえてるかちょっと私わかんなかったんすよ。一つ問題点は先ほど言った単位幅のとり方、あともう一つが、H として 2 枚分で、20、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:58	腐食処理見てるか 20mmかなんかで見てるかもないけども 40mmでHを取ってないですよ、Hを 20 で取って 2 倍してるんですよっていうことをちょっと確認したかったんです。
1:22:15	はい。中国電力の高松です。ちょっと敷き鉄板の検討条件のところを言いますと、63 ページのところに、
1:22:25	書かしていただいております、
1:22:30	比木鉄板の上から二つ目の寸法のところですね、22mmということで 2 枚敷設で、44mmというふうなので、寸法的には計算します。で、
1:22:42	ご指摘いただきました、断面二次モーメントの算出とか、その辺りにつきましてもですね、ちょっと確認しましてですね、
1:22:53	ご説明できるようにしたいと思います。
1:22:56	規制庁三浦です。
1:22:57	ちょっと私の考え方とこれのトン数で、
1:23:00	なかなか種鉄板で持たせるってのは厳しいというイメージを持ってるんですよ。
1:23:06	気になったのが先ほど言ったように単位は多く取り過ぎていないかで、さも、もしかして 2 倍分重ね $-bH-H$ を取っちゃってるのか。
1:23:16	ちょっとその辺が気になったので、
1:23:19	もしもそういうふうにやられてるのはそれが妥当だと言っていた方がいいと思いますし、
1:23:24	そういうふうにももしも減られるとすれば、なかなかそれでは、
1:23:29	一般常識として通用しないなという気がします。
1:23:43	はい。車両の車輪の最下幅とですね、断面二次モーメント、鉄板の 2 枚の断面二次モーメントの算定の仕方ですね、この辺りをちょっと拡充しまして、ご説明できるようにします。そうですね規制庁、よろしく願いします。マネージメントという断面係数。
1:24:01	ね。はい。
1:24:03	はい。断面係数で承知しました。
1:24:06	私から以上です。
1:24:09	中国電力のヨシツグでございます。ちょっと確認をさせていただいてですね。
1:24:14	必ずしも鉄板で成立しないといけないというようなものではございませんので、確実な対策のものを、またご提示させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
1:24:26	規制庁のハツトリです他あればお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:30	いいですか。
1:24:59	規制庁の谷口です。
1:25:01	43 ページ目のところ、
1:25:09	表の 8-9 に書かれてるところを、段差緩和対策等の整理っていう形で書いてありますけど、
1:25:16	ここ先ほどありましたように、条件 1 から条件 3 の条件の中で、どこがそれに対応するかって、0 は変えてありますけれども、
1:25:29	この後新居代表とした設計例を記載されています。
1:25:35	具体的には、条件 1 は③番、それから、
1:25:39	条件には、
1:25:41	26 番、それから長県さんは、
1:25:45	8 番等、
1:25:47	29 番かな、それを書いていると思うんですけど。
1:25:51	それが、どうして済む部位を、
1:25:54	設計としたかっていうことを、代表性について説明をして、
1:26:00	記載をしていただきたいんですけどいかがでしょうか。
1:26:15	はい。中国電力の高松です。これ設計の代表例になった、構造物のどういう考え方で代表になってるかというのを、考え方を追記という趣旨で、はい。よろしいですかね。
1:26:28	そちらにつきましては 61 ページ。
1:26:33	をご確認いただいてもよろしいですか。
1:26:41	はい。
1:26:43	すいません、61 名次の 62 ページですね。
1:26:49	はい。
1:26:50	こっちの 62 ページから、敷鉄板の設計例代表構造物の説明を最初のイントロ、三行目でしてるんですけども、
1:27:01	この敷き鉄板になる構造物のですね、内宮幅が最大となる構造物、こちらが通し番号の 8 番の構造物になるので、
1:27:11	そちらを代表に設計例をお示ししますということで、その後の設計例のご説明に、
1:27:18	展開をさしていただいているんですけど。
1:27:20	これだとちょっとわかりにくいという感じです。個別にこうやって文章中にちょっと書くんじゃなくて、こういう経緯代表例を選べますと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:30	それで、その選んだ結果はここここにありました。で、井川孝ですって というような感じかなと思うんですけど、いかがでしょうか。はい。中国電 力、高松です。承知しました。対策工、取りまとめてるペイジーですね。
1:27:47	43 ページであったりですね、61 ページとかこの辺りのところで、そういっ た結論にあたる記載を入れてですね、それで設計例に展開できるよう に、
1:27:58	したいなと思います。以上です。はい。よろしく申し上げます。阿藤は、 先ほどもちょっと話がありましたけれども、
1:28:07	65 ページから 67 ページ辺りのところの、
1:28:14	評価をするところの、ケースを決めた時の考え方、これも今、先ほどは 何となく話はわかりましたけど、
1:28:27	ここはこのトラックトラックというかこの放管設備が、
1:28:32	どの位置であるときにはどういう風になるかっていうのは当然考えた上 で、ケースが幾つか分かれて決めてると思うので、そういうのを考えた 上で、
1:28:42	このケースを選びましたっていう書き方が、
1:28:45	一番わかりやすいのかなと思うんですけど、その辺は先ほどのコメント に従って、見直す時に考えてください。
1:28:57	はい。中国電力の高松です。そっちいただきましたコメントにつきましては はですね、65 ページのですね、
1:29:06	例えば下の評価のところと言いますと、上からポチがありまして、一番 上の実、三行目ポチがありまして曲げ引張応力度のすぐ下になるん ですけど、
1:29:19	我々としましては以下の荷重作用モード 3 ケースにおいて評価を実施 しますと、それで車両荷重における最大曲げモーメントが最大となる、ケ ース 1、中央部において、
1:29:34	最大となったので設計例を以下に示しますというふうに変え書かせてい ただいて、ケース 123 の曲げモーメント比較を、その下に書かせていた だいてはおるんですけどちょっとその辺りが、
1:29:46	言葉足らずのところもあるかなと思いますので、ちょっと記載の丁寧 に書くとか、拡充を考えたいと思います。はい。よろしく申し上げます。以上 です。
1:30:04	規制庁のハツリです他ありますか。
1:30:08	私から何点かちょっと確認をさせていただきます。
1:30:13	まずは、48 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:21	この繊維補強シートの予兆というか、
1:30:26	定着長っていうんですかね、下刈りしろっていうのがちょっとわかんないんですけど、これの考え方はどうなってますかどうぞ。
1:30:42	中国電力の高松です。所長お時間いただいてもよろしいでしょうか。
1:30:48	例の基準が何だったっけ。
1:30:59	はい。中国電力、高松です。定着相の考え方につきましては、こちらの方の資料にはお示しはしてないんですけども、設計の準拠基準はございまして、
1:31:12	事業的スタイルを用いた補強度の設計施工マニュアルがございまして、その定着長算定式に基づいてですね算定して、必要な定着場を確保しようと考えております。以上です。
1:31:25	規制庁のハットリですはいわかりました。あともう1点
1:31:30	今回製品補強シートを2段に敷くと言ってるんですけども、
1:31:33	この下層路盤の厚さによっては、
1:31:37	例えばまず一番、
1:31:39	地盤が沈下したときに、一番上の補強シートが破れて、
1:31:44	その破れてさらに沈下して2、2枚目の補強シートが破れるということも考えられるんですけど、
1:31:52	これ、
1:31:52	あれでしょうね、今井文として計算してるんですよ。
1:31:58	ということわあ、
1:32:00	下層路盤はそんなに厚くないというふうに理解すればいいんですかどうぞ。
1:32:09	はい。中国電力の高松です。ちょっと下層路盤が一律にどれぐらいというのがなかなか、今では言えないんですけど、数十センチ、通常の一般的な
1:32:23	10 銭から 20 センチぐらいのものと考えております。で、
1:32:27	破けた場合といいますのがこの需要テキスタイルで実際にこういった
1:32:35	試験をされてまして、55 センチのダンサーが発生した場合でも、100、
1:32:45	34kN、パーメーターあたりを聴力として負担できてるっていうふうな実績もございまして、67kNっていうのが、
1:32:55	ございまして、その 55 センチの段差に対してそれが対応できてるっていう意味では、そこは県、県等の条件として
1:33:06	第引っぱりでもって破れないというふうな前提でおいていいのかなというふうに考えております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:13	規制庁の服部です。基本的に1枚で、
1:33:16	ダンサー、55センチ以内におさまるけれども2枚引いてますよっていう そういう理解でいいんですか。
1:33:24	それとも2枚ないと55センチに収まらないということなんでしょうか。
1:33:30	はい。中国電力高松です。今、ちょっと40、
1:33:37	8ページを、
1:33:39	見ていただくのが、48ページというよりも、すいません。
1:33:51	53ページを見ていただくのがよろしいかと思えます。
1:33:58	53ページのところの、最後にですね、ジオテキスタイルに発生する発生 の応力とですね、それとメーカー基準から
1:34:12	許容できる耐力等を比較しているのがこの145.8体、185kNというよう なことになっておりまして、この145.8っていうの、
1:34:23	内訳に、134っていうのがございます。で、この134っていうのがですね、 この48ページで言うところのですね、
1:34:35	この55センチの段差が発生した場合に、ジオテキスタイルに発生する と考えられる聴力ですね。
1:34:45	になりますので、これが
1:34:49	実験で実際に4枚教えた実験でいうと1枚当たりが67kN負担している ということから我々としては2枚引けば、
1:35:02	1枚当たりの負担分は倍で、発生応力としては増えるけども、事業的ス タイルの協力で185人は収まるというふうな、
1:35:12	評価を53ページでしていると、ということなんで、今の我々の55センチ 段差っていうところで考えたら、2枚敷設の
1:35:22	土肥1万円あたり、134kN負担というところで、
1:35:29	今の段差からして、設計が成立するかなというふうに考えているところ です。以上です。
1:35:36	規制庁の服部です。1枚で134kN負担するということでもよろしいんです ね。
1:35:42	はい。その考え方で結構です。規制庁の服部です。はいそれはわかり ました。
1:35:48	それでは60ページお願いします。
1:35:54	今回、
1:35:56	損壊堆砂食う
1:35:59	の
1:36:01	対策案として鉄板があるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:05	係知ろうが
1:36:12	10センチでももちますよというような、
1:36:14	ことを言っています。
1:36:17	前回この地耐力はどうなんですかということで今回 0.8 ニュートンパー スファミリーが出てるんですけども、
1:36:24	その 0.8 ニュートンパスファミリーというのは、例えば 60° で切った斜面 の乗り方D平板再開をやって、その結果出した値なのか、それとも、
1:36:37	は無限地盤の上でやって、
1:36:40	平板最下とかでやって出した値なのかいわゆるそのクサビ論とかの主力 方式の考え方があるんですけども、片側何もなければ。
1:36:50	嘘令和成り立つかなじゃないかというところがあるのそこら辺の 0.8 ニュ ートンを決めた根拠というのはどうなっていますかというのを確認したい んですがいかがでしょうか。
1:37:02	中国電力高松です。結論を申しますと先ほどご指摘がご意見いただき ました後者的方になります。半無限のをひょ一般的標準的な地盤でや った。
1:37:16	平板試験裁可の結果になります 22 ページをご覧くださいよろしいで しょうか。
1:37:28	はい。当社のサイトのですね埋戻移動で実施しました平板最下試験の 結果になりまして、
1:37:38	1.2 ニュートンパフォームミリの極限支持力がえられている間、これを換 算しますと短期許容支持力で、3分の2倍して 0.8 ニュートンパフォーム mということで、
1:37:49	今回許容限界を設定したのになりますんで、この平板再開試験の試 験条件は、先ほど服部さんからご指摘いただきました、端部が片側が 掛けてるといいますか、
1:38:02	片側が落ちているようなそういったところではなくて、標準的な埋戻移動 の平板無限地盤みたいなそういった条件下でやった、実施したものでご ざいます。
1:38:16	守っページ戻りまして、60 ページですね。
1:38:21	衛藤ご指摘の趣旨というのは、
1:38:25	このすそういった平板裁可試験の結果がある中で、この端部のところ に、の当局間許容支持力度 0.8 をそのまま使っていいのかというところ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:39	かと思えますけど、我々の方としましては、それが支持力として、的ですけど、ちょっと話が長くなるんで、途中を割り込みますけど、
1:38:51	過小評価です。
1:38:53	多分そんな出ないです。
1:38:55	東京電力もこういった検討してますけど、彼らは、
1:38:59	例えば、62 ページの図の 2、図の 8-20 ページ。
1:39:04	この 60° 崩壊線でここに多分図ですね、穴ができたという状態でその穴ができ、いわゆるタテダ、
1:39:12	ダクトが、
1:39:15	公開した状態。
1:39:17	で、穴ができた場合、
1:39:19	だとしたら、その下から後の一番、多分右の方の、Hの方で行ったとしては右の一番端のところから、
1:39:28	角度を下方に角度を振って行って、一面せん断で最小値決めます。それが支持力になります。
1:39:37	それって、
1:39:39	寺崎の白黒の本当の意味がわかれば、そうするはずですよ。
1:39:46	東京電力は、そうしてます。
1:39:48	うん。
1:39:50	いかがですか。
1:39:59	はい。中国電力のヨシツグでございます。
1:40:02	比木鉄板とこの荷重の考え方よく理解できましたので、これについてちょっと持ち帰らせていただきまして、
1:40:10	やり方としましては、十分な、その崩壊幅を、もう少し短いものにして、下刈りしろ、十分取ったものにさせていただくか、
1:40:20	別の対策案を考えるか、ちょっと考えさせていただきたいと思います。以上です。
1:40:25	通常寝てるさ、規制庁の江寄ですかてる繋ぎに行った時に、図でいったときに、
1:40:32	いわゆる乗り方のところ、
1:40:35	接してるところで、生産関係ができます。そこから、その生産関係が下がることによって、
1:40:41	円弧滑りのようなものが両方向に広がると、いわゆるそ、それが抵抗になってるわけですね。
1:40:49	そうした場合に片側ないので、どうしても弱部から滑ってしまうと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:54	いわゆる落ちてしまう。
1:40:57	だから、基本的には、
1:41:00	東電とか他のサイトでは基本的に越した場合には基本的には、滑り計算、
1:41:06	的にやっても大丈夫と多分大丈夫だと思いますけどね。それをちょっと確認してくださいでもちょっと 10 センチ足りないかなと。
1:41:13	だから、何て言うか、土こぼれとかしたらすぐなくなっちゃいそうだけど 10 センチなんていう世界は、今 20 センチするって話ですけど、10 センチ計算は 10 センチだけど、
1:41:24	余裕を見て 20 センチなんだけど、
1:41:26	それ誰に耐えられてるかどうかちょっと考えていただくしかないかなと思うんですけど。
1:41:31	我々としては、理論上おかしいので、ちゃんと計算してくださいってそういうことだけなんですよね。駄目だっつってるわけではない。はい。以上です。
1:41:42	はい。中国電力高松です。主力評価をきちっとやって、改めてご説明に参りたいと思います。以上です。
1:41:51	規制庁の服部です。
1:41:56	設工認の審査なので、基本的には科学的根拠に基づいて審査をするというのが前提にあるんですが、
1:42:03	まずはそれ以前に、例えば 10 センチの係長、
1:42:07	ダンプトラックを通して、
1:42:10	本当に大丈夫ですかっていうところの直感的なところで、
1:42:14	これ駄目だろうなって思うわけですよ。
1:42:18	だからそこら辺をまずあつた上で、計算を載せていくというのが、河津先生。
1:42:24	実際は 20 センチだから、
1:42:27	はい。
1:42:28	ということだと思いますので、ちょっとですねそこら辺をきちっと
1:42:35	説明をしていただきたいのがあるのとあと例えば、例えば今回 20 センチですけど、
1:42:42	制度荷重とか考える等、鉄板って 10 センチ 20 センチ簡単にずれるので、
1:42:49	そこら辺をですねえ、5.6 メートルのところ、6、6 メートルの鉄板を 2、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:56	6メートル手と引いてその上にダンプをどんどん通すっていうのわあ、少し考えにくいので、
1:43:03	そこら辺も踏まえてですね安全側になるような設計をですね、していただきたいと思いますので、
1:43:10	そこら辺はもう、もう少し考えていただければと思いますのでお願いします。
1:43:23	規制庁のハツリです。それでまあ、ちょっともう一つあるんですけど、結局鉄板てた。
1:43:29	鉄板ってタームのD。
1:43:31	もしこの鉄板の表のことを採用するっていうことであれば、そのたわみ量も、
1:43:39	きちんと評価していただきたいと思います。
1:43:42	鉄板たわむと端っこ角に立って角になるので、その角が一乗り方に当たれば、
1:43:51	そこで支持力、支持力もう理想通りの支持力が出ない可能性もありますし、
1:43:57	固定パームだよということどれぐらいのたわみ量が出るかねちょっと今出てないので何とも言えないんですけど、
1:44:03	そういうたわみも含めて成立するかどうかということも、評価していただきたいと思いますがよろしいでしょうかどうぞ。
1:44:14	はい。中国電力、高松です。Pepperのたわみも含めてですね、評価しまして、ご説明改めてさせていただきます。
1:44:23	あと、重ねて先ほどからご指摘いただいている、支持力の補ある程度補修性を持った評価、こういったところも考えていきたいと思います。以上です。
1:44:36	規制庁の服部ですはいわかりました。なので、敷き鉄板の対策について、地耐力の考え方を詳細に説明することと、たわみに対する考え方を詳細に説明することということで、
1:44:49	説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。
1:44:54	はい。中国電力高松です。承知いたしました。
1:44:58	以上です。規制庁の服部です私からは以上です。他にあればお願いします。
1:45:11	規制庁藤川です。細かい点ちょっと2点ほど。
1:45:14	管轄確認させてください。
1:45:16	57 ページお願いします。CORAの 57 ページお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:23		57
1:45:24	58 ページすいません 58 ページお願いします。	
1:45:28	58 ページの方でちょっと気になったんですけど、③の、	
1:45:33	既設個体の 20 を計算するところで、	
1:45:37	地下水押しのをける地中埋設構造物面積っていう文言があったんですけども、	
1:45:43	ここの地下水押しのをけるっていう文言。	
1:45:47	いらんんじゃないかなと思いました。理由としましては 57 ページの方見ていただくとその用圧力の計算の際に、	
1:45:55	その内数押しのをける躯体面積を用いて計算していると、いわゆる歩き上でその原理に従って、その浮力というか用圧力生じるということで、	
1:46:05	そういうものを使って、ここでは	
1:46:08	地下水自身、	
1:46:10	地下SWEET躯体の底面の差ということで 4.62 メートルの高さとして使っているというふうに理解してるんですが、	
1:46:18	また 58 ページの方へ行くと	
1:46:20	こっちではあれですよ事情計算ということで、	
1:46:23	4. 何メートルというのを使っているんですよ。なのでちょっと文言として地下水押しのをけるのは何か要らないのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。	
1:46:35	あ、中国電力大久保です。はい。その通りです。失礼しました。	
1:46:40	丸さんの地下水押しのをけるは、	
1:46:42	不要ですので削除させていただきます。失礼しました。	
1:46:46	よろしくお願ひし、市長以下ですよろしくお願ひします。	
1:46:50	あとちょっと誤記かなと思って、68 ページの、	
1:46:55	ところなんですけど、	
1:46:57	真ん中辺に地盤反力度の式あるんですが、	
1:47:01	RGコールの分棒のところ×L0 になってますけど、ここのスモールT っていうのは、あれですかねラージBの間違いですかね。	
1:47:10	いかがでしょうか。	
1:47:13	愛中国電力大窪です。はい。失礼しました。こちらのスモールTは、ラージ。	
1:47:18	となりますので、修正させていただきます。	
1:47:22	規制庁フジカワよろしくお願ひします。	
1:47:24	あとは、60 ページもですね。	

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:27	60 ページの一番下の式、L0=のところの、
1:47:33	分母なんですけれどもここも 2RGTプラスWSPになってるんですがこのスモールTもう、
1:47:40	ラージBのあれですかね誤記ですかね。はい。中国電力大窪です。失礼しました。こちらもラージスモールDではなくラージBですので、修正させていただきます。
1:47:52	よろしくお願ひします私からは以上です。
1:48:02	規制庁のハツトリです。他にあればお願ひします。
1:48:07	よろしいですか。
1:48:09	中国電力側から何かありますか。
1:48:14	はい。中国電力、高松です。当社の方からは、いやございません。以上です。
1:48:20	規制庁の服部です中国電力本社側から何かありますでしょうかどうぞ。
1:48:29	中部電力本社ナイトウです。
1:48:32	本日のヒアリングの内容には直接関係ないのですが
1:48:37	回答整理表の方、
1:48:39	最初のページのところで、よく種類の関係の、
1:48:46	申し送り事項のところに審査会合の日付を今回入れ、
1:48:51	ております。
1:48:53	このフクイの関係は審査会合の後に、
1:48:59	にクローズするという事になっておましてええと、
1:49:02	今回審査会合に行つて日付を入れてみましたが
1:49:07	これをどのようにクローズしていくかというのをちょっと、
1:49:14	今回クローズさせていただけるのかどうかというのはちょっと、
1:49:18	確認したい点です。以上です。
1:49:20	はい。規制庁の千明です。こちらの抑止部についてはもう6月14日の審査会合の中で、確認できましたのでそれで特段こちらとしても異論もなかったというふうに思いますので、
1:49:33	ここでクローズしていただいて結構かと思ひますので、
1:49:37	そのような処理でお願ひできればと思ひます。
1:49:41	中国電力のナイトウです承知いたしました。
1:49:45	ここにはこちらからはございません。以上です。
1:49:48	規制庁のハツトリですはいわかりました。
1:49:51	特に規制庁側からもないようですので、これでヒアリングを終了いたします。どうもありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。